

施設等利用給付認定（変更認定）申請書

(1号[幼稚園教育部分] 2・3号[預かり保育・認可外保育施設等])

(宛先) 沼津市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- ① 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあること。
 - ② 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給、給食費の減免に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあること。
 - ③ 施設等利用給付認定及び給食費に係る給付は、施設が申請者に代わって沼津市に請求し、受領する場合があること。
 - ④ 認定通知書の発行は、申込日に関わらず、最長で利用開始の前日まで延期することがあること。
 - ⑤ 申請内容が事実と相違した場合や必要書類を提出しない場合は、本申請書は無効とされ、施設等利用給付認定や給食費の減免を取り消すことがあること。

【 保 護 者 記 入 欄 】

※署名又は記名押印

①利用児童の情報

フリガナ		生年月日	性別	統柄	利用施設名
児童氏名		(歳)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		

②利用児童の保護者の情報

フリガナ		生年月日	住 所
保護者 氏名		(年 歳)	〒
電話番号①	(父・母・自宅・勤務先・その他)		
電話番号②	(父・母・自宅・勤務先・その他)		

◆利用開始日の前年1月1日時点、又は利用開始日の当年1月1日時点に沼津市外に住んでいた方は以下にご記入ください。

利用開始日の前年 1月1日時点の住所	利用開始日の当年 1月1日時点の住所
-----------------------	-----------------------

※利用開始日の前年1月1日時点、又は利用開始日の当年1月1日時点の住所が沼津市外の場合は、その住所地の市町村で発行される1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）を添付して下さい。

③世帯構成 ※①の児童以外を記入してください。

※年齢は、4月1日現在で記入してください。

*同居の家族・同居人及び生計を同一にする家族(学生等で別居しているが生計を同一としている等)を記入してください。

◆母子・父子家庭の方は、以下にチェックし、下記の①～③のいずれかの書類を添付してください。

異居 異居調停中 未婚
 死亡 その他()

④預かり保育等について（2・3号認定を申請する場合記入　1号認定を申請する場合は記入不要）

預かり保育・認可外保育施設等の利用に係る 施設等利用費の無償化給付を受ける	<input type="checkbox"/> 申請する
--	-------------------------------



2・3号認定申請者のみ裏面記入

施設等利用給付認定(2・3号)に必要な保育要件の確認

児童氏名		利用施設名		歳兪
------	--	-------	--	----

※ 下記の該当する区分にチェックをしてください。

※ 保育要件の認定については、父母の状況の証明となる書類(例：就労証明書等)の添付が必要です。

□ 就労	□ 証明書類 【家庭内外労働の方】 就労証明書 【自営業・農漁業の方】 就労証明書 【内職をしている方】 就労証明書 保育が必要な事由	月に64時間以上、家庭内外で勤務していることを常態とし、労働に見合う対価を給与又は報酬として受け取っている場合	→ 添付書類有 (就労証明書参照)
	保育が必要な事由	月に64時間以上、就学していることを常態としている場合	
□ 就学	□ 証明書類 ①就学等(予定)証明書・求職活動状況申告書 ②カリキュラムのわかるもの（1か月の拘束時間がわかるもの）		
	保育が必要な事由	月に64時間以上、就学していることを常態としている場合	
□ 出産	□ 証明書類 母子手帳の表紙と出産（予定）日がわかるページの写し		
	保育が必要な事由	妊娠中であるか、出産後間もない場合 ※保育の必要性の認定期間は、出産（予定）月の前3か月以降、出産日から8週を経過する日の翌日が属する月の末日以内です	
□ 障がい	□ 証明書類 身体（精神）障害者手帳・介護保険認定証の写し（お持ちの方）		
	保育が必要な事由	保護者の精神もしくは身体の障害により児童の保育ができない場合	
□ 病気等	□ 証明書類 診断書（家庭で保育できない理由や期間の記載が必要）		
	保育が必要な事由	保護者の病気等により児童の保育ができない場合	
□ 介護・看護	□ 証明書類 ①介護・看護状況申告書 ②添付書類 診断書（保育が困難である状況が記載されているもの）、 又は身体（精神）障害者手帳・介護保険認定証の写し（お持ちの方）		
	保育が必要な事由	同居の親族（長期入院している家族を含む）の常時介護・看護により児童の保育ができない場合	
□ 求職活動	□ 証明書類 ①就学等(予定)証明書・求職活動状況申告書 ②ハローワークカード（ハローワーク受付表）の写し（お持ちの方）		
	保育が必要な事由	継続した求職活動（起業準備を含む）の場合 ※保育の必要性の認定期間は最長3か月です	
□ 災害復旧	□ 証明書類 罹災証明書		
	保育が必要な事由	火災等で災害復旧にあたっているため、児童の保育ができない場合	